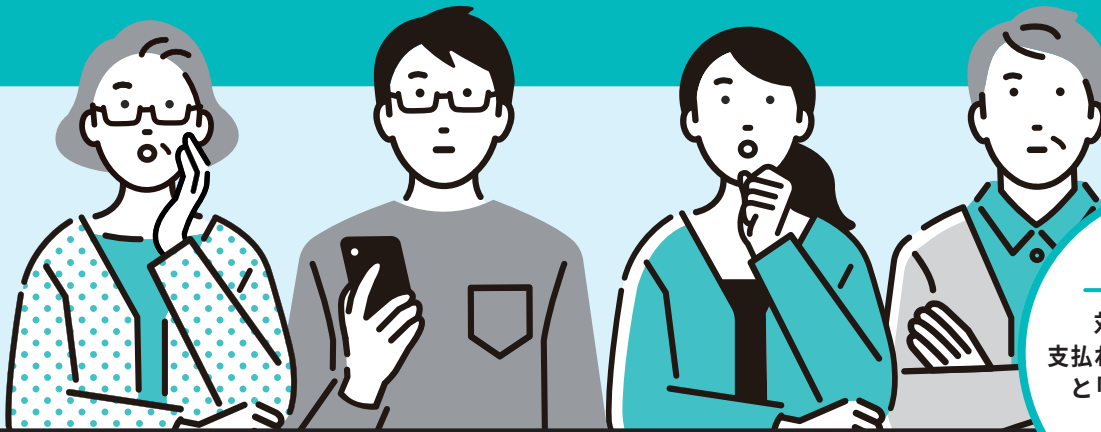


ご確認ください！

最高裁判決※に伴う 生活保護費 追加給付の ご案内

※平成25年から実施した生活保護費の引き下げは、国の判断の過程や手続きに問題があり違法とした判決



支給金額

対象期間に「本来支払われるべきだった金額」と「実際に支払われていた金額」との
差額です。

- 平成25(2013)年8月から令和8(2026)年3月までの間に横浜市で生活保護を利用したことがある世帯は追加給付が支給される可能性があります。
- 支給には申出が必要です。
- 横浜市以外で生活保護を利用していた期間の追加給付は、当時生活保護を利用していた自治体に申出をしてください。

申出期限

令和9年7月31日(土)※郵送の場合は消印有効

裏面に続く

申出方法



オンライン

横浜市電子申請・届出システムでお申出ください。

横浜市電子申請・届出システム **検索**

届出システム内で「追加給付」とキーワード検索してください。



郵送

申出書を下記のいずれかの方法で入手してください。

- 横浜市ウェブページでダウンロードして印刷
- コールセンターに電話して郵送で入手
- 各区役所生活支援課で入手

申出書のダウンロードはこちら



申出書を記載し、必要書類※1とともに下記提出先まで郵送してください。
提出先：〒221-8790

横浜市神奈川区新浦島町2丁目1-10 神奈川郵便局私書箱8号

※1 詳細は横浜市ウェブページ又は申出書の記載をご覧ください。



区役所窓口

受付時間 9時から17時（土日祝日を除く）

区役所生活支援課にて申出を受け付けます。

窓口の状況によってはお待ちすることがありますので、お時間に余裕をもってお越しください。

お問合せ先



横浜市生活保護費追加給付コールセンター

受付時間 9時から19時（土日祝日を除く）

※電話が混み合い、つながりにくい場合は、時間をおいておかけ直してください。

電話

0120-593-264

FAX

0120-059-726



横浜市追加給付ウェブページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/seikatsu/20260226tsuika.html>

横浜市 追加給付 **検索**

